

# 目次

## ●はじめに…P 1

## ●経済的な支援

- ・児童扶養手当…P 2
- ・児童手当…P 2
- ・JR通勤定期券割引制度…P 2
- ・ひとり親家庭等医療費等助成制度…P 3
- ・ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業…P 3
- ・ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業…P 3

## ●保育・教育のための支援

- ・こども園・保育園の保育料の軽減…P 4
- ・病後児保育事業…P 4
- ・就学援助制度…P 4
- ・日本学生支援機構奨学金…P 5

## ●年金・税金

- ・遺族基礎年金…P 6
- ・寡婦年金…P 6
- ・死亡一時金…P 6
- ・国民年金保険料の免除・猶予…P 7
- ・遺族厚生年金…P 7
- ・年金分割制度…P 7
- ・税金の控除…P 7.8
- ・マル優（非課税貯蓄）制度…P 8

## ●身近な相談窓口…P 9

## ●その他の相談窓口…P 10、11

# ～はじめに～

このハンドブックは、ひとり親家庭の方、ひとりでの出産や子育てを迎える方に様々な支援サービスや制度をお伝えすることを目的にしています。



## ひとり親家庭 とは…

次のいずれかに該当する方が、18 歳までの子どもを養育している家庭。

- 配偶者と離婚した方
- 配偶者が死亡した方
- 配偶者の生死が不明な方
- 配偶者が心身の障がいにより働けない方
- 配偶者が拘禁されているため、その扶養が受けられない方
- 配偶者から遺棄されている方
- 婚姻によらないで母(父)となった方



## 寡婦（かふ） とは…

かつて母子家庭の母であった方で、子どもが成人したのち、なお配偶者のいない状態の方。



## 窓口受付日時 について

窓口受付日時について、個別の記載がないものは  
月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く) 8:30～17:00 です。

※令和7年7月1日(火)から市役所の窓口受付時間が変わります。

変更後の窓口受付時間 8:45～17:00

## ● 経済的な支援

### 児童扶養手当

子育て支援課 ☎0475-80-2631

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない子どもが養育される家庭（ひとり親家庭等）の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。申請した翌月分から支給の対象となります。（奇数月毎に支給）

※所得制限により手当が全部停止となる場合があります。

**支給額**（令和7年4月～）

- 児童1人 全部支給（月額） 46,690 円
- 一部支給（月額） 46,680 円～11,010 円
- 児童が2人以上の場合は、上記金額に最大 11,030 円ずつ加算されます。

※手当額は、「物価スライド制」により変動することがあります。

### 児童手当

子育て支援課 ☎0475-80-2631

高校卒業程度まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を監護・養育する父又は母等に年6回（偶数月）支給される手当です。

**支給額** ● 児童1人あたりの月額

| 支給対象児童             | 18歳の年度末（高校卒業程度）まで                            |
|--------------------|----------------------------------------------|
| 支給月額               | 3歳未満<br>第1子、第2子 15,000 円・第3子以降 30,000 円      |
|                    | 3歳から高校生年代<br>第1子、第2子 10,000 円・第3子以降 30,000 円 |
| 第3子以降増額の<br>カウント対象 | 22歳に到達した年度末まで ※経済的負担がある場合に限る                 |
| 支給回数               | 年6回（偶数月）                                     |

※受給者及び配偶者等に変更がある場合は、届出が必要です。

※公務員の方は、勤務先から児童手当が支給されます。

### JR通勤定期券割引制度

子育て支援課 ☎0475-80-2631

児童扶養手当を受給している世帯の方は、市で発行する特定者資格証明書を提示するとJR通勤定期券割引券が3割引で購入できます。

#### \* 特定者資格証明書の発行手続きに必要なもの

- ・ 児童扶養手当証書
- ・ 印鑑
- ・ 縦4cm×横3cmの写真（最近6か月以内に撮影した正面上半身のもの）

※JR以外の鉄道については、各運行会社へお問い合わせください。



## ひとり親家庭等医療費等助成制度 子育て支援課 ☎0475-80-2631

18歳までの児童をもつ母子・父子家庭等世帯の方が、保険医療機関の診療や調剤を受けたとき、その自己負担額を一部助成しています。

### ●対象者

- ・母子家庭の母、父子家庭の父及びその児童(18歳の年度末まで)
- ・父母のいない児童など(18歳の年度末まで)とその養育者

ただし、所得が一定以上の場合や生活保護世帯の方等は対象となりません。

### ●助成の範囲

社会保険各法に基づく被保険者及び被扶養者が、医療機関の診療や保険薬局の調剤を受けた場合で、各保険法の規定による自己負担分から一部負担額を控除した額。

※保険がきかない診療(歯の矯正、健康診断、予防接種など)は、助成の対象になりません。

### ●受給資格者一部負担額

| 対象          | 入院     | 通院     | 調剤 |
|-------------|--------|--------|----|
| 保護者等（課税世帯）  | 300円/日 | 300円/回 | 0円 |
| 保護者等（非課税世帯） | 0円/日   | 0円/回   |    |
| 児童          |        |        |    |

### ●助成方法

事前に「ひとり親家庭等医療費等助成受給券」の交付を受け、千葉県内の医療機関等の窓口で保険証等と一緒に提示することで、助成が受けられます。窓口での支払いは一部負担額のとおりです。

※県外医療機関を受診した場合は市役所窓口にて申請が必要となります。

## ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

子育て支援課 ☎0475-80-2631

ひとり親家庭の父または母が、職業技能を身につけるため、民間の教育機関で雇用保険制度教育訓練給付の指定講座(パソコン・医療事務・介護講座等)を受講する場合に、経費の一部を支給します。

※受講開始2か月前までの事前相談及び申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

## ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業

子育て支援課 ☎0475-80-2631

ひとり親家庭の父または母が、看護師、介護福祉士、保育士等の資格取得のため、養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために、高等職業訓練促進給付金が支給されるとともに、入学時の負担軽減のため、高等職業訓練修了支援給付金が支給されます。

※修業開始2か月前までの事前相談及び申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

## ●保育・教育のための支援



### こども園・保育園の保育料の軽減

子育て支援課

☎0475-80-2632

保育料は保護者の市町村民税所得割額の合算で算定します。  
ひとり親家庭となった世帯は、保育料が変更となる場合があります。  
詳しくはご相談ください。

### 病後児保育事業

子育て支援課

☎0475-80-2632

お子さんが病気の回復期のため、まだ集団保育をすることが難しい場合に、なるとうこども園内にある病後児保育室で一時的にお預かりする事業です。

《対象のお子さん》 ※次のいずれにも当てはまる方

- ・山武市内にお住いの生後6か月から就学前までのお子さん
- ・こども園、保育園、幼稚園、事業所内託児所などの施設に通園しているお子さん
- ・病気の回復期にあり、医師が利用可能と認めたとき(集団保育が困難なとき)
- ・保護者の就労、病気、事故、出産、冠婚葬祭など、やむを得ない理由により、ご家庭での保育が困難なとき

\*「病気の回復期」とは、病気やけがの急性期を過ぎ症状が落ち着いている状態のことです。  
※事前登録及び申請が必要です。詳しくはお問い合わせください。

### 就学援助制度

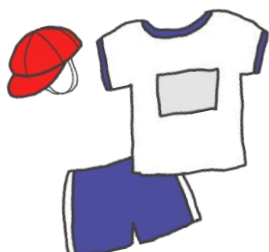
子ども教育課

☎0475-80-1442

公立小・中学校に通学し、経済的理由などで就学困難な児童生徒の保護者に対して学用品費などの援助を行っています。事情が生じたときは各学校に相談してください。

#### ●支給費目

学用品費、通学用品費、入学準備金、修学旅行費、校外活動費、学校給食費など。(※要した経費のすべてが援助されるものではありません。)



## 日本学生支援機構奨学金

### 1 貸与型奨学金

#### ●対象

国内の大学院・大学・短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)に在学する学生・生徒等。

#### ●貸与額

第一種(無利子)と第二種(有利子)があり、種別により異なります。

### 2 高等教育の修学支援新制度

支援の対象校となっている大学、短期大学、専門学校、高等専門学校の学生で、要件を満たす方は、給付型奨学金、授業料・入学金の免除や減額が受けられます。

#### ●対象者の要件

- ① 住民税非課税世帯およびそれに準ずる世帯の学生
- ② 学ぶ意欲があること

※この他にも要件があります。また、世帯収入等によって支援額が異なります。

#### ◆問い合わせ先

在学している学校



## ●年金・税金

### 遺族基礎年金

国保年金課 ☎0475-80-1142

国民年金の加入者が死亡したとき、子どもがいる配偶者または子どもに遺族基礎年金が支給されます。

#### ●対象者

- ・死亡者に生計を維持されていた子どもがいる配偶者またはその子ども

※子ども＝18歳になった年度の3月31日までの間にある子ども。(障害年金の障害等級1級または2級の障がい状態にある子は20歳未満)

#### ●受給要件

- ・死亡者が、死亡日の前日において、保険料納付済み期間が加入期間の3分の2以上あること

※死亡した方が65歳未満であれば、死亡日の前日において、死亡日が含まれる月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

### 寡婦年金

国保年金課 ☎0475-80-1142

国民年金の第1号被保険者としての保険料納付済み期間や免除期間が10年以上ある夫が年金を受け取らず死亡したとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。

#### ●対象者

- ・死亡者の妻

#### ●受給要件

- ・亡くなった夫と10年以上継続して婚姻関係(事実上の婚姻関係を含む)にあり、死亡当時にその夫に生計を維持されていたこと

### 死亡一時金

国保年金課 ☎0475-80-1142

国民年金の加入者(第1号被保険者)が、老齢基礎年金・障害基礎年金を受けることなく亡くなった場合、遺族に支給されます。

#### ●対象者

- ・生計を同じくしていた遺族

#### ●受給要件

- ・死亡者が3年(36月)以上保険料を納めていること

※遺族基礎年金の支給を受けられるときは、支給されません。

※死亡一時金と寡婦年金の両方を受けられる妻の場合は、選択によってどちらか一方が支給されます。

## 国民年金保険料の免除・猶予

国保年金課 ☎0475-80-1142

経済的な理由などで国民年金保険料を支払うことができない場合、申請することで保険料が免除・猶予される制度があります。ただし、日本年金機構による所得等の審査があります。

### ●対象者

- ・20歳から60歳未満の国民年金第1号被保険者で、保険料を支払うことが困難な方

※障害年金(1級または2級)を受けている方や生活扶助を受けている方は、届出により保険料が免除されます。(法定免除制度)

## 遺族厚生年金

千葉年金事務所 ☎043-242-6320

厚生年金の加入者が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。

### ●対象者

- ・死亡者に生計を維持されていた配偶者、子ども、父母など

### ●受給要件

- ・一定の要件がありますので詳しくはお問い合わせください。

## 年金分割制度

千葉年金事務所 ☎043-242-6320

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金(共済年金を含む)を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、お早めに年金事務所へご相談ください。

## 税金の控除

課税課 ☎0475-80-1281

### ★ひとり親控除(母子・父子)

子どもを養育するひとり親の方が一定の要件を満たす場合、所得税・住民税の控除を受けることができます。

### ●控除額

- ・所得税35万円、住民税30万円

### ●要件

- ・その年の12月31日時点で下記に該当すること
  - ① 結婚をしていない(または夫・妻の生死が不明)
  - ② 合計所得金額が500万円以下
  - ③ 合計所得金額が48万円以下の「生計を一にする子」がいる

※2020年分以降の所得から適用。2019年分以前の所得は、従来の制度が適用されます。

※事実婚の状態である方は対象外となります。

### ★寡婦控除(寡婦)

夫と死別または離別した後再婚していない方が一定の条件を満たす場合、所得税・住民税の控除を受けることができます。

#### ●控除額

- ・所得税 27万円、住民税 26万円

#### ●要 件

- ・その年の12月31日時点で下記に該当すること

- ① 夫と死別または離別した後再婚していない(生死不明含む)
- ② 合計所得が500万円以下
- ③ 合計所得金額が48万円以下の「生計を一にする扶養親族」がいる(離別の場合のみ)

※2020 年分以降の所得から適用。2019 年分以前の所得は従来 of 制度が適用されます。

※事実婚の状態である方は対象外となります。

### マル優（非課税貯蓄）制度

「マル優制度」（障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度）は、預貯金等の元本350万円までの利子が非課税になる制度です。児童扶養手当を受給している方や遺族年金を受給している方など、一定の条件を満たす場合に利用することができます。

また国債等にも、さらに別枠で350万円までの利子が非課税となる「特別マル優制度」（障害者等の少額公債の利子の非課税制度）があります。

詳しくはご利用の金融機関または証券業者へお問い合わせください。



## ●身近な相談窓口



### 家庭児童相談係

子ども教育課 ☎0475-80-2634

すべての子どもたちがすこやかに成長することを願って、子どもたちとその家庭に関する相談に応じています。一人で悩みを抱えないで、ぜひご相談ください。相談内容については、秘密を厳守します。

#### \*相談内容

- ・子育ての不安や悩みに関する相談
- ・児童虐待防止に関する相談・通告
- ・女性相談・ひとり親家庭の相談

#### \*相談日時

月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く) 9:00～17:00

### はぴねす(山武市子育て世代包括支援センター)

健康支援課 ☎0475-80-1381

妊娠期から子育て期までの専門相談窓口です。

保健師や助産師など母子保健コーディネーターが、一人ひとりに寄り添いながら相談支援を行います。

不安や心配なことがあればお気軽にご相談ください。

#### \*相談内容

- ・予想外の妊娠に関する相談
- ・妊娠・出産・育児に関する相談
- ・親の心身不調に関する相談

#### \*相談日時

月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く) 8:30～17:00



### 生活・就労相談室

☎0475-80-1301

さまざまな理由により、生活に困りごとを抱えている市民の方に寄り添い、経済的・社会的自立に向けて支援をするための相談窓口です。相談内容に応じて利用できる制度や専門機関の紹介を行います。

#### \*相談日時

月～金曜日(祝日・休日・年末年始を除く) 8:30～17:00

## ●その他の相談窓口



### 千葉県女性サポートセンター

☎043-206-8002

配偶者からの暴力(DV)被害に関する相談。

#### ＊相談日時

電話相談 年中無休 24時間 (面接・法律相談は予約制)

### 一般財団法人 千葉県母子寡婦福祉連合会

☎043-222-5818

離婚に伴う養育費等に関する相談。

#### ＊相談日時(事前申込が必要です)

申込受付 9:30～16:30(土日・祝日を除く)

相談日時 毎月第2土曜日 13:00～16:00

### 千葉県男女共同参画センター

#### ☆女性のための総合相談

☎04-7140-8605

#### ＊相談日時

電話相談 火～日曜日 9:30～16:00

(月曜日が祝日の場合は翌日火曜日・祝日・年末年始を除く)

#### ☆男性のための総合相談

☎043-308-3421

#### ＊相談日時

電話相談 火・水曜日 16:00～20:00

土曜日 12:30～16:30

(月曜日が祝日の場合は翌日火曜日・祝日・年末年始を除く)

### 法テラス(日本司法支援センター)

☎0570-078374

国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

オペレーターが、法的トラブルに関する法情報や、その他の法制度をご案内します。

#### ＊相談日時

電話相談 月～金曜日 9:00～21:00

土曜日 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)

メールによる相談 24時間

## 公共職業案内所(ハローワーク)

ハローワークでは、求人情報提供、専門の相談員による就職相談・支援、雇用保険失業給付の手続きなどを行っています。

マザーズハローワークには、キッズコーナーを設置しています。

| 名称                          | 所在地                               | 電話番号         | 開庁時間                                       |
|-----------------------------|-----------------------------------|--------------|--------------------------------------------|
| ハローワーク千葉                    | 千葉市美浜区幸町 1-1-3                    | 043-242-1181 | 月～金<br>8:30～17:15                          |
| マザーズハローワーク<br>ちば            | 千葉市中央区新町 3-13<br>日本生命千葉駅前ビル<br>1F | 043-238-8100 | 月・水・金<br>10:15～19:00<br>火・木<br>10:15～17:45 |
| 東金市地域職業相談室<br>(職業相談・職業紹介のみ) | 東金市東岩崎 1-3<br>東金市役所別棟 1F          | 0475-52-1104 | 月～金<br>9:30～17:00                          |